家庭用の圧力なべ及び圧力がまのＳＧ基準

１.基準の目的

この基準は、家庭用の圧力なべ及び圧力がまの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

２.適用範囲

家庭用の圧力なべ及び圧力がま（内容積が 10ℓ以下のものであって、内部のゲージ圧力（以下「内圧」という。）が 5.0kPa 以上になるように加圧して調理することを目的として、設計したものに限る。以下「圧力なべ及び圧力がま」という。）

３.形式分類

圧力なべ及び圧力がまの形式は次のとおりとする。

（１）種類による分類

①なべ

②炊飯器

（２）本体とふたとのはめ合わせ方式による分類

①スライド方式

②落しぶた方式

③重ねぶた方式

④押さえふた方式（炊飯器）

４.安全性品質

圧力なべ及び圧力がまの安全性品質は、次のとおりとする。

項　　目	基　　準	基　準　確　認　方　法
１．外観、構造、寸法及び容量	１．圧力なべ及び圧力がまの外観、構造、寸法及び容量は、次のとおりとする。 (1)仕上げは良好で、手指等に危害を与えるようなばり、まくれ、鋭い角部等がないこと。 (2)各部の接合及び組立ては確実で、緩み、がたつき等がないこと。また、接合部等からの水漏れがないこと。 (3)すわりは、良好であること。	１． (1)目視及び触感により確認すること。 (2)目視及び操作により確認すること。なお、水漏れについては、本体に常温の灯油を縁まで満たし5分間放置したとき、本体各部に漏れがないことを目視により確認すること。 (3)圧力なべ又は圧力がまを平滑な台に置いたとき、著しいがたつきがないことを、目

項　　　目	基　　準	基　準　確　認　方　法
		視等により確認すること。
	(4)本体とふたの着脱は円滑かつ確実に行える構造であること。	(4)着脱の円滑さについては、本体とふたとの取付けの操作により確認すること。
	(5)本体とふたとのはめ合わせが不完全な場合（加圧を行う位置として指定された位置で使用圧力まで加圧できる場合以外の全ての場合）においては、蒸気が漏れる構造であり、この状態において加熱したとき、内圧は5.0kPa 以上にならない構造であること。	(5)内容積の 70%（本体に定量の表示のあるものにあっては、その量）の水を入れ、ふたのはめ合わせを不完全な状態にして加熱したとき、蒸気漏れがあることを確認すること。また、このときの内圧が 5.0kPa 以上にならないことについて、圧力計等を用いて確認すること。ただし、本体とふたとのはめ合わせを不完全にできない構造のものにあっては、本項目は適用しない。
	(6)移動用の取つ手を有し、その形状は持ちやすく、安定性があって、使用時又は移動時に両手で確実に保持できる構造であり、本体若しくはふたとの接合が確実にされているもの又は容易に、かつ、確実にできるものであること。	(6)目視等により確認すること。取つ手が接合されていないものについては、接合して確認すること。
	(7)圧力調整装置及び安全装置を有し、その圧力調整装置のノズルは目詰まりしにくく、かつ、掃除がしやすいこと。	(7)目視及び針を差し込むこと等により 確認すること。
	(8)蒸気の漏れ、減圧装置や圧力調整装置の操作、作動及び安全装置の作動による蒸気の噴出によって、使用者に熱傷を負わせるおそれのある蒸気が直接かかるような構造となっていないこと。	(8)蒸気の漏れ及び蒸気の噴出については、次の方法により確認すること。 a. 減圧装置、圧力調整装置及び安全装置からの蒸気の漏れ、噴出については、内容積の 70%（本体に定量の表示のあるものにあっては、その量）の水を入れて圧力調整装置が作動するまで加熱した時、使用者に熱傷を負わせるおそれのある蒸

項　　目	基　　準	基　　準　　確　　認　　方　　法
		気が直接かからないことを、目視及び触感により確認すること。 b. 圧力調整装置による以外の蒸気の漏れ、　噴出については、圧力なべの構造を目視等により確認することで行うこと。
	⑼ 表示された満水容量は、本体に水を入れて、水がこぼれるまでの全容積と±5％以上の差異があってはならないこと。	⑼本体の縁まで水を入れ、その容積をメスシリンダー等により確認すること。
２．取つ手の温度	２．通常の使用状態において、取つ手の手が触れる部分の温度は室温プラス40℃以下であること。 なお、取扱説明書にミトン等を用いて、やけどに注意する旨の事項を記載してあること。	２．内容積の70％（本体に定量の表示のあるものにあっては、その量）の水を入れて圧力調整装置が作動するまで加熱したとき、取つ手の手が触れる部分の温度が室温プラス40℃以下であることを温度計等により確認すること。
３．開蓋（ｶﾞｲ）性能	３．コック等の操作により蒸気を排出する減圧装置を有し、その操作をして内圧が5.0kPa未満になった後でなければ、ふたを開けることができない構造であること。	３．コック等の操作により蒸気を排出する装置を有し、その操作により、内圧が5.0kPa未満になること及びその操作をした後でなければふたを開けることができないことを、目視等により確認すること。また、内圧が5.0kPa以上のときには、ふたを開けることができないことを、以下の方法により確認すること。 a. 本体とふたとのはめ合わせ方式がスライド方式のものにあつては、本体とふたのはめ合わせ部分に食用油を塗布した後、内容積の70％（本体に定量の表示のあるものにあっては、その量）の水を入れ、ふたのはめ合わせを完全な状態にして、圧力調整装置が作動するまで加熱する。圧力調整装置の作動後、加熱を停止し、自然冷却等により減圧する。内圧が5.0kPaまで減圧したときに、取つ手の先

項　　　目	基　　準	基　　準　　確　　認　　方　　法
		端部に110Nの力を加えてスライドさせたときに本体からふたが外れないことを確認すること。 b. 本体とふたとのはめ合わせ方式がスライド方式以外のものにあつては、内容積の70%（本体に定量の表示のあるものにあっては、その量）の水を入れ、ふたのはめ合わせを完全な状態にして、圧力調整装置が作動するまで加熱する。圧力調整装置の作動後、加熱を停止し、自然冷却等により減圧する。内圧が5.0kPaまで減圧したときに、110Nの力でふたを開けるように操作しても、本体からふたが外れないまたは開かないことを確認すること。
４．圧力調整装置の構造及び作動性能	４．圧力調整装置の構造及び作動性能は次のとおりであること。 (1)圧力調整装置のおもり及び圧力調整装置の付属品は、ふたを逆さにしても脱落しない構造であること。 (2)圧力調整装置が作動する内圧（以下「使用圧力」という。）に達したときには、目視または音響により、使用者が確認できる装置を有すること。なお、複数の使用圧力が設定されているものにあっては、それぞれの使用圧力において確認できる装置を有すること。 (3)圧力調整装置は、円滑に作動し、 最高の使用圧力（以下「使用最高圧	４．圧力調整装置の構造及び作動性能は、以下の方法により確認すること。 (1)ふたを逆さにして脱落しにくいことを確認すること。 (2)内容積の70%（本体に定量の表示のあるものにあっては、その量）の水を入れて圧力調整装置が作動するまで加熱した時、目視等により、目視または音響により使用圧力に達したことを確認できる装置があることを確認すること。複数の使用圧力が設定されているものにあっては、それぞれの圧力において確認すること。 (3)内容積の70%（本体に定量の表示のあるものにあっては、その量）の水を入れて圧力調整装置が作動するまで加熱し、次の方

項　　　目	基　　準	基　　準　　確　　認　　方　　法
	力」という。）が150.0kPa以下になるように圧力を調整できること。	法により確認すること。 a. 作動が円滑であることについては、目視等により確認すること。 b. 使用最高圧力については、圧力計等を用いて測定して確認すること
５．安全装置の構造及び作動性能	５．安全装置の構造及び作動性能は次のとおりであること。 (1)安全装置は、作動時に直接外部に飛び出さない構造であること。 (2)安全装置は、使用最高圧力の３倍以下の内圧（以下「安全装置作動圧力」という。）で作動し、この場合において、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。	５．安全装置の構造及び作動性能は、以下の方法により確認すること。 (1)目視により確認すること (2)内容積の70%（本体に定量の表示のあるものにあっては、その量）の水を入れて圧力調整装置が作動しない状態において加熱し、次の検査を行うこと。 a. 安全装置の作動圧力については、圧力計等を用いて測定して確認すること。 b. 各部に異状がないことについては、目視により確認すること。
６．耐圧性能	６．安全装置作動圧力の２倍の内圧に１分間耐え、その内圧を取り去った後、圧力なべ又は圧力がまの各部に異状がないこと。	６．水圧試験機等を用いて加圧し、圧力を取り去った後、各部に異状がないことを目視及び触感により確認すること。
７．材料	７．食品に接触又はそのおそれのある部分（ふた及び付属品を含む。）の材料は、食品衛生法に基づく昭和34年厚生省告示第370号第3器具及び容器包装に適合していること。	７．素材メーカー又は公的検査機関(国又は自治体の検査機関若しくは第三者検査機関)の、食品衛生法に基づく規格基準に規定する試験方法による試験証明書又は試験成績書を提出することとし、その内容が規定に適合していることを確認すること。
８．付属品	８．付属品は、圧力なべ及び圧力がまの使用上の安全性を損なわないものであるこ	８．目視、触感、操作すること又は別途に詳細を定めた検査マニュアルにより確認すること。

項　　目	基　　準	基　　準　　確　　認　　方　　法
	と。	

5　表示及び取扱説明書

圧力なべ及び圧力がまの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項　　目	基　　準	基　　準　　確　　認　　方　　法
1．表　　示	1．製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。 (1) 申請者の名称又はその略号及び日本国内の輸入・販売事業者の名称又は略号 (2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号 (3) 呼び容量（満水容量をℓ単位で示す。） (4) 使用最高圧力（圧力をPa単位で示す。） (5) 最大調理量を示す目盛（目盛には調理する材料、種類を具体的に示すことが望ましい。） (6) 家庭用の圧力なべ及び圧力がま (7) 取扱注意事項 次に示す趣旨の取扱注意事項を明示すること。 a. 取扱いを誤ると事故のもとになるから使用する前に必ず取扱説明書を読むこと。 b. 圧力調整装置の種類に応じた、ふたを開ける手順と注意事項。 c. 3 分の 2（ただし、豆	1．目視及び触感により確認すること。

項　目	基　準	基　準　確　認　方　法
	類にあっては 3 分の1）以上の内容物を入れて使用しないこと。 d. 重曹、多量の油を入れる料理はしないこと。 e. カレー及びシチューのルーなど、粘性の大きい材料を用いた料理をするときの注意事項。	
2．取扱説明書	2．製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。 なお、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明記すること。 また、(1)は取扱説明書の表紙の見やすい箇所に示し、(4)～(14)については安全警告認識（△）等を併記するなどしてより認識しやすいものであること。 (1)取扱説明書を必ず読み、読んだ後必ず保管すること。 (2)圧力なべ及び圧力がまは、加熱されると極めて高温・高圧になる器具であるから、取り扱いを誤ると火傷などの傷害を負うことがあり、危険である旨。 (3)使用する前に圧力調整装置のノズルが詰まって	2．専門用語、略号、当て字等が使用されず、一般消費者が容易に理解できるものであることを確認すること。 (1)については、枠で囲んだり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用いる等して、より認識しやすいものであることを確認すること。 (4)～(13)については安全警告認識等を併記したり、他の文字より大きな文字や異なった目立つ色彩を用いる等して、より認識しやすいものであることを確認すること。

項　　目	基　　準	基　準　確　認　方　法
	いないことを確認すること。 (4) 最大調理量 a. ３分の２以上の内容物を入れて使用しないこと。 b. 特に豆類、麺類等のように調理によって分量が増えるものは、３分の１以上の内容物を入れて使用しないこと。 (5) 調理に使用してはいけない材料。 a. 重曹など急激に熱反応して発泡するもの、多量の油などは危険であるため調理に使用しないこと。 b. カレー及びシチューのルーなど粘性が強く糊状になるものを使用する場合の注意事項。 (6) 過剰加熱及び空炊きの防止についての注意事項。 (7) ふたのはめ合わせ方。（図によっても示すこと。） (8) 調理後の内圧。 a. 調理が終わっても、なべの中には未だ圧力があること。 b. ふたをあけるとき、なべの中に少しでも圧力が残っていると、ふたが飛んだり、内容物が噴き出したりして非常に危険であること。	

項　　目	基　　準	基　準　確　認　方　法
	(9)内圧を下げる手順。 a.圧力調整装置がおもり式のものは、おもりを傾けるか、又は、引き上げるかして蒸気を完全に排出した上でおもりを取ること。ただし、炊飯器にあっては、本項目は適用しない。 b.圧力調整装置がおもり式以外のものは、圧力調整装置を緩めるか、圧力なべ又は圧力がまを自然に放置するか、又は、水をかけて冷やすなどして、それぞれの形式にあった方法で蒸気を完全に排出すること。ただし、炊飯器にあっては、本項目は適用しない。 (10)ふたのあけ方。(図によっても示すこと。) a.通常のふたのあけ方。 ・スライド式のものは、取つ手をわずかに動かし、いったん停めたときに、ふたの透き間から蒸気が出てこないことを確認してからふたをあけること。このとき、取つ手の動きが重く感じられる場合には、内部に圧力が残っていて危険であるから無理にあけ	

項　　　目	基　　準	基　準　確　認　方　法
	ず、もう一度おもりを取り付けて水で冷やした後、(9)の手順に従い、内部の圧力を下げた後、ふたをあけること。 ・落としぶた式のものは、締具をゆっくり緩めたときに、ふたの透き間から蒸気が出ないことを確認してからふたを外すこと。このとき、ふたを無理に手で押さないこと。また、締具を緩めたとき、ふたが落ちない場合には、内部に圧力が残っていて危険であるから無理にあけず、水で冷やした後、(9)の手順に従い、内部の圧力を下げた後、ふたをあけること。 ・重ねぶた式のものは、締具をゆっくり緩めていったん停めたときに、ふたの透き間から蒸気が出ないことを確認してからふたをあけること。また、締具を緩めたとき、重く感じられる場合には、内部に圧力が残っていて危険であるから無理にあけず、放置し	

項　　目	基　　準	基　準　確　認　方　法
	た後、(9)の手順に従い、内部の圧力を下げた後、ふたをあけること。 ・炊飯器の場合は、蒸気口から蒸気が出ていないことを確認してから、ふたをあけること。また、表示窓に圧力が表示される場合には、圧力が加えられていない表示であることを確認してから、ふたをあけること。 b. やむを得ず急いでふたをあける場合のあけ方。 ・水によって急速に冷やした後、a.に従ってふたをあけること。ただし、炊飯器にあっては、炊飯を中止する操作を行い、内部の圧力を取り除いた後、a.に従ってふたをあけること。 (11)取つ手の接合方法（取つ手が取り外せるものに限る。) (12)取各部の点検方法と異常があったときの処置 ・パッキン ・圧力調整装置 ・安全装置 ・コック(減圧装置)等 ・取つ手の接合状態	

項　　　目	基　　準	基　準　確　認　方　法
	（取つ手が取り外せるものに限る。） ・本体にふたをはめ合わせたときの状態 (13)掃除を必要とする部分の掃除方法と注意事項 ・パッキン ・圧力調整装置 ・安全装置 ・その他掃除を必要とする部分 (14)取扱説明書には安全性を不当に強調した文面は、記載しないこと。 減圧装置（圧力調整装置を兼ねたものを含む）については、その操作により、内圧が完全になくなるなど、使用者がその性能を過信するような記述はしないこと。 (15)ＳＧマーク制度は、家庭用の圧力なべ又は圧力がまの欠陥によって発生した人身事故に対する補償制度である旨。 (16)製造業者名、販売業者名若しくは輸入業者名及びその住所。	